

6 協働プロジェクト以外の主な施策

市は、本計画に紹介している協働プロジェクト以外の環境関連施策の策定及び実施にあたっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全及び創造について配慮しています。

生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、生駒市みどりの基本計画等に基づき推進している主要施策を紹介します。

（1）3Rの推進

- ・ 資源ごみの適正な分別、回収するシステムの整備を推進します。
- ・ 清掃リレーセンター及び清掃センターの処理能力の維持・向上を図りながら、施設の適正な管理・運営に努めます。
- ・ 環境負荷の低い、柔軟で効率的なごみ収集処理システムの構築を図ります。
- ・ 家庭ごみの排出抑制を図るため、ごみ処理コストに係る負担のあり方に関する検討をすすめます。

（2）環境保全活動の推進

- ・ エコオフィスの取り組みの徹底を図ります。
- ・ グリーン購入など、環境に配慮した業務を推進します。

（3）生活排水対策の推進

- ・ 下水道の整備とともに合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の設置補助を推進し、生活排水処理基本計画や効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。
- ・ 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の機能が十分発揮できるよう適正に維持・管理します。

（4）公害対策の推進

- ・ 市内の環境状況を把握するため、大気や騒音・振動等の調査を実施します。
- ・ 国・県などの関係機関との連携を強化するとともに、環境監視体制の強化と指導を徹底し、公害防止を図ります。
- ・ 市内環境調査を継続して実施するとともに、状況の変化をふまえ測定地点や頻度を見直す等、適切に対応します。
- ・ 生活騒音等の都市生活型公害の問題解決のため、調査・指導を実施します。
- ・ 特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺への環境を保全します。

(5) 地域美化・環境衛生の推進

- ・ 不法投棄防止パトロールによる監視体制の強化や、不法投棄された廃棄物の撤去を実施します。

(6) 自然的資源の保全活用の推進

- ・ 市民が身近に自然的資源にふれあえるよう、矢田丘陵遊歩道やハイキングコース、くろんどの森などをPRするとともに、適切な維持管理に努めます。
- ・ 本市の景観に関する根本的な方針となる「景観計画」を策定します。
- ・ 景観法の規定に基づく「景観行政団体」に移行することにより、市民や事業者などとともに、自然・歴史的な景観の保全・創出を図ります。

(7) 公園・緑化の推進

- ・ 公園の設置ができない場所においては、借地公園や樹林地なども視野に入れた公園に変わる施設の整備を図ります。
- ・ 安心して公園を利用できるよう遊具等の施設の点検を行うなど、適正な公園管理を実施します。
- ・ 開発等における緑化基準を適切に運用します。
- ・ 公共施設での緑被率を高めます。
- ・ 緑の環境に配慮した公共事業を行います。

各年度の施策成果については、毎年生駒市が発行している「生駒市の環境」をご覧ください。また、各年度の実施計画は、第3章記載の計画推進組織（仮称）により策定します。